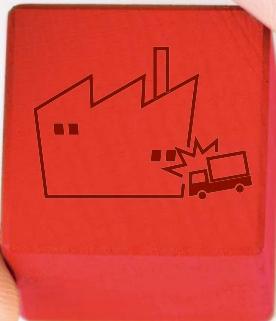


企業総合補償保険

財物補償条項 / 費用・利益補償条項

企業の財産を
1つの契約で
まとめて補償します。

必要なものを選んでカスタマイズできる保険



万一の災害時に、財産を守り、

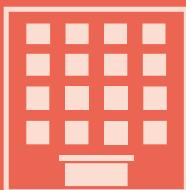
経営の安定をサポートします。



財物を取り巻くリスクの補償を
基本に組み立てる



財物補償条項



事故によって生じた
「建物、設備・什器等の財物への損害」を
補償します。

詳細は、P3をご覧ください。

(注1) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発、その際の延焼損害および水災については、保険金のお支払いの対象となりません。

(注2) 風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に引き込むことによって生じた場合にかぎります。

まずは、選べる範囲を確認して
お客様のニーズに合わせて補
カスタマイズプラン

1	基本補償	火災 ^(注1) 、落雷、破裂・爆発 ^(注1)
2	<input type="checkbox"/>	風災・雹災・雪災 ^(注2)
3	<input checked="" type="checkbox"/>	水災 ^(注1) Point 水災による損害を実額に基づいて補償します!
4	<input checked="" type="checkbox"/>	電気的・機械的事故
5	プラン1 <input checked="" type="checkbox"/> プラン2 <input checked="" type="checkbox"/> プラン3 <input checked="" type="checkbox"/> プラン4 <input checked="" type="checkbox"/>	不測かつ突発的な事故
	ア 車両・航空機の衝突 イ 水濡れ ウ 騒擾 エ 外部からの物体の落下、飛来 オ 盗難 カ その他不測かつ突発的な事故	

・お支払いの対象となる事故・お支払いできない場合の詳細は、P11～13をご覧ください。

・ご契約内容によって選択いただける補償に制限のある場合があります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●財物補償条項と費用・利益補償条項の両方を1証券でご契約いただく場合は、費用・利益補償条項の保険料が割引となります。

(1証券でご契約いただく場合、1～5の補償内容は同一となります。)



被災設備修復サービスが
ご利用いただけます!

企業総合補償保険には、万一の事故の際にお客様の事業の早期復旧・再開を支援する被災設備修復サービスが自動セットされています。

詳細はP10をご確認ください。さらに詳しい内容については、専用のチラシもご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



提携業者の紹介に関する特約が
法人のお客さまの場合^(注)に自動セットされます!

企業総合補償保険では、法人のお客さまの場合^(注)、お客様の合意に基づいて損保ジャパンが修理業者を手配することによって、お客様の罹災時の負担を軽減することが可能となる提携業者の紹介に関する特約が自動セットされます。

(注)ご契約者および被保険者(補償を受けられる方)が法人の場合をいいます。

提携業者の紹介に関する特約の詳細はP10をご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

企業総合 補償保険 の特長

● 複数の物件を、まとめて補償!

事務所や工場、倉庫など、企業が所有する事業用の物件を、1つの契約で補償することができます。

● 罹災時の財物損害から休業による利益の減少まで、まとめて補償!

所有する建物や設備等への損害だけでなく、事故により休業した場合の利益の減少や支出した費用への補償も可能です。

ただし、基本となる補償をお選びください。

賠内容を選んでいただけます。



ご希望の補償に を記入してください。

例 事務所で火災が発生し、建物が燃えてしまった。

基本補償

1



2



3



4



プラン1

5



プラン2



プラン3



プラン4

事故に伴う休業や収益の減少に対する
補償を基本に組み立てる



費用・利益補償条項



財物への損害に伴う

「喪失利益」、「収益減少防止費用」、
「営業継続費用」を補償します。

詳細は、P7をご覧ください。

隣接物件^{*1}が損害を受けた場合

1および2~5のうち選択した事故による
損害が対象

例 飲食街の1店舗より火災が発生。
飲食街全店舗が封鎖され、休業となつた。

基本補償

6



7

敷地外ユーティリティ設備^{*2}が 損害を受けた場合

1~5の事故による損害が対象

例 倒木による断線で電力会社からの電力
供給が停止。休業することになった。

*1 「隣接物件」とは次のものをいいます。

- ・保険の対象である営業施設のうち、他人が占有する部分
- ・保険の対象である営業施設に隣接するアーケード(屋根のおおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。)またはそのアーケードに面する建物等
- ・保険の対象である営業施設へ通じる袋小路およびそれに面する建物等

*2 保険の対象と配管または配線により接続している、「敷地外ユーティリティ設備」が対象となります。

「敷地外ユーティリティ設備」とは、特定の事業者^(注)の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。

(注)特定の事業者の詳細は、P7をご覧ください。



さらに補償を充実させるオプション特約もお選びいただけます。

詳しくは、P6、P9をご覧ください。



費用・利益補償条項

事故で保険の対象が損害を受け、休業または一部営業停止した場合などに生じた、損失や営業を継続するために必要な追加費用を補償します。

用語の解説

隣接物件	次のものをいいます。 ・保険の対象である営業施設のうち、他人が占有する部分 ・保険の対象である営業施設に隣接するアーケード(屋根のおおいのある通路およびその屋根おおいをいいます。)またはそのアーケードに面する建物等 ・保険の対象である営業施設へ通じる袋小路およびそれに面する建物等
敷地外 ユーティリティ設備	特定の事業者 ^(注1) の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または電信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。 (注)次のア.～オ.に該当する事業者をいいます。 ア.電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 イ.ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ.熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者 エ.水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 オ.電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者
復旧期間	保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間をいいます。ただし保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、ご契約時にお決めいただいた約定復旧期間を超えないものとします。

費用・利益補償条項では次の保険金をお支払いします。

利益の補償

喪失利益 保険金

次の算式に基づき、約定期間^(注1)内の喪失利益と経常費(固定費)をお支払いします。

$$\text{収益減少額}^{(注2)} \times \text{約定期間補率}^{(注3)} - \left(\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定期間補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}} \right)$$

収益減少防止 費用保険金

次の算式に基づき、約定期間^(注1)内に通常の営業や生産活動を継続するために臨時に発生した費用をお支払いします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定期間補率^(注3)を乗じた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定期間補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}}$$

(注1) 保険金支払いの対象となる期間をいいます。事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時もしくは営業収益が復旧したと認められる時のいずれか早い時に終ります。ただし、12ヶ月を限度とします。

(注2) 罹災後、営業利益が元通りに復旧するまでの期間中の売上高または生産高の減少額をいいます。

(注3) 収益減少額の一定割合を保険金としてお支払いします。この割合を約定期間補率といい、ご契約時にお決めいただきます。

(注4) 直近の会計年度(1年間)の $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ をいいます。

営業継続費用の補償

営業継続費用 保険金

事故が発生した場合に、営業および生産活動を継続するのに通常要する費用を超える部分をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。また、収益減少防止費用保険金または財物補償条項の修理付帶費用保険金をお支払いする場合は、これらの額を差し引いた額となります。

※ご契約方法によっては、お支払いする保険金が上記と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

利益の補償のみ、営業継続費用の補償のみ、もしくは両方のいずれかから補償を選択していただきます。

利益の補償と営業継続費用の補償をセットでご契約いただいた場合、営業継続費用の補償に関する保険料が割引となります。

事故発生時のイメージ

